

## 一、 対象者

- (1) 申請時に日本在住の日本国民であること  
**横浜分処は住民票が神奈川県もしくは静岡県の方の受付になります**
- (2) 以前にワーキング・ホリデービザの発給を受けていないこと
- (3) 申請時の年齢が18歳以上30歳以下であること
- (4) 休暇は台湾入国の目的で、仕事は付随するものに過ぎない  
尚、滞在期間は入国してから最長1年間とする
- (5) 被扶養者を同伴しないこと(被扶養者が同じビザまたは他のビザを取得した場合は除く)
- (6) 健康上問題がなく、犯罪経歴がないこと
- (7) 下記の必要書類を提出すること



## 二、 必要書類

- (1) パスポート：原本とコピー1通  
申請時において残存期間6ヶ月以上
- (2) 申請書：1通 [https://visawebapp.boca.gov.tw/BOCA\\_EVISA/](https://visawebapp.boca.gov.tw/BOCA_EVISA/)  
**申請前に各自上記専用WEBサイトでオンライン登録及び印刷して持参すること**  
サイン欄に本人の署名、未成年者は保護者も署名すること
- (3) 証明写真：2枚<カラー写真、3.5\*4.5のパスポートサイズ・背景「白」.>
- (4) 履歴書及び台湾での行動予定書<所定フォームあり>：1通
- (5) 海外旅行健康保険加入証明：原本とコピー1通  
一年以上の海外旅行保険の加入証明書（死亡、傷害、病気などを全てカバーする必要有）
- (6) 銀行残高証明書：原本1通/最近3ヶ月以内に発行、残高25万円以上で本人名義のもの
- (7) 往復航空券の予約確認書またはEチケット(搭乗予定を記した旅程表でも可)：コピー1通  
日付、氏名、便名が明記されていること。銀行残高が30万円以上ある場合は、片道可。
- (8) ビザ費用：無料
- (9) 未成年申請者：
  - ① 保護者同意書<要手書きのサイン>
  - ② 保護者パスポートコピーまたは運転免許証両面コピー(空白部分に手書きサイン)
  - ③ 住民票：最近3ヶ月以内発行、世帯全員記載の全部事項証明書



## 三、 注意事項：

- (1) 申請者本人が申請し、必要に応じて、上記以外の書類提出または審査官による面接をする場合があります。
- (2) 滞在日数は180日(現地で1回延長して、最長1年間の滞在可)の停留マルチプルビザです。
- (3) 滞在許可期間以降も継続して滞在される場合は、期限が切れる2週間前位から、居住地の「内政部移民署服務處」で延長手続をすれば、最初の入国から1年を超えない範囲で滞在できます。その後の更新または在留資格の変更はできません。